

平成 28 年度事業者等による消費者トラブル防止事業企画提案募集要項

1 趣旨

振り込め詐欺や悪質商法等による被害が後を絶たないことなどから、広く集客力を有する商業施設を活用するなどの草の根の被害防止運動を神戸・阪神地域で展開するため、事業者等が企画及び実施する消費者トラブル防止事業を公募、選定の上、事業の実施に必要な経費を補助する。

2 補助事業内容

(1) 補助対象事業

消費者問題に関するテーマで、広く県民を対象とし、県民の消費者力の向上に役立つ事業（①～③のいずれか）の企画、実施。

①消費者啓発イベントの実施

- 【例】・消費者問題に関する寸劇、落語、漫才、クイズ大会
- ・店舗内に設置した消費者クイズに答えるスタンプラリー
 - ・食の安全安心に関するトークショー
 - ・消費者問題に関する体験型展示
 - ・既存の取組にないユニークな手法による消費者啓発イベント

②消費者教育の実施

- 【例】・会員等を対象とした消費者教育講座の開催
- ・消費者教育のためのパソコン・携帯用コンテンツ制作・掲載
 - ・ダイレクトメールを活用した消費者啓発資料の作成・送付
 - ・会員向けメールマガジンを活用した消費者トラブル情報の発信
 - ・既存の取組にないユニークな手法による消費者教育

③その他、消費者問題についての周知や理解を深めるための事業

(2) 補助事業期間

交付申請書記載の事業着手日～平成 29 年 3 月 31 日

(3) 補助金額

1 事業あたり上限 50 万円

(4) 補助事業数

2 事業程度

(5) 補助対象経費

- ・報償費（講師等謝金）
- ・旅費（講師等旅費費用弁償）
- ・需用費（印刷費等資料作成費、啓発資材等作成・購入費、啓発用機器等購入費 等）
- ・役務費（会場設営費、出展・出演料、郵券代、通信運搬費、保険料 等）
- ・使用料及び賃借料（会場使用料、啓発用機器等レンタル・リース料 等）
- ・委託料

- ・人件費（臨時アルバイト等の賃金）
※ただし、当該事業実施に必要な部分に限ることとし、経常的な経費（事業者職員旅費等）を除く。また、委託料は、補助対象経費と同額の場合は対象とならない。

3 応募等について

(1) 応募資格

次のア又はイ及びウ～オの要件をいずれも満たすこと。

- ア 神戸・阪神地域に店舗や商業施設を有する事業者、当該事業者で構成する団体（グループ）又は事業者と連携し活動する団体、もしくは小・中規模事業者による集合体であること
- イ 暮らしの安全・安心に関わる教育・啓発を実施する特定非営利活動法人等の団体で、市町を超える広域的な活動を行うもの
- ウ 次年度以降も、自主的な消費者教育・啓発が可能であること
- エ 宗教活動や政治活動を目的としていないこと
- オ 暴力団若しくはその統制下でないこと

(2) 応募期間

平成28年5月18日（水）～平成28年6月30日（木）17時必着

(3) 提出書類

【資料1】（事業実施内容等資料）

- ア 企画提案申込書（様式1）
- イ 事業計画書（様式2：企画県民部補助金要綱別表の別紙1に同じ）
- ウ 経費見積書（様式3）
- エ その他企画提案の補足資料等（あれば提出。書式は自由）

【資料2】（事業者に関する資料）

- オ 事業者に関する調書（様式4：企画県民部補助金要綱別表の別紙2に同じ）
- カ 定款、規約又はこれに代わるもの（書式は自由）
- キ 役員名簿又は構成員名簿（書式は自由）

(4) 提出方法

【提出先】

〒650-0046

神戸市中央区港島中町4丁目2

兵庫県立健康生活科学研究所 生活科学総合センター 研修広報部

【提出方法】

持参又は郵送。提出書類は返却しない。

今回の応募にかかる一切の費用は応募事業者の負担とする。

4 補助事業の決定

(1) 審査方法

事業者から提出のあった書類をもとに書類審査を行い、補助事業を選定する。

(2) 審査結果の通知

応募事業者すべてに郵送で通知する。

5 その他

- (1) 事業計画書に記載された内容のうち、一部のみが採択される場合がある。
- (2) 補助事業者は、兵庫県が別途定める様式に従って、補助金交付申請書等を提出する。
- (3) 補助事業者は、補助事業の実施に際して、採用された事業計画書に記載のない事項並びに疑義が生じた場合には、兵庫県と協議し、その指示に従うものとする。
- (4) 補助事業者は、事業の遂行上、知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。
- (5) 補助事業者は、補助期間終了後、兵庫県が別途定める様式に従って、速やかに実績報告書を提出する。
- (6) 実績報告書提出後、証拠書類、現物等の確認を行う。
- (7) 不適切な補助金の執行があった場合、補助事業者は交付された補助金の全額又はその一部を返却し、併せて違約金も支払うものとする。
- (8) 補助事業期間内において、補助事業者が補助事業を断念又は中止せざるを得ない状況になった場合は、速やかに届け出、補助金の精算を行う。
- (9) 補助金の支払いは精算払を原則とする。

6 問い合わせ先

〒650-0046

神戸市中央区港島中町4丁目2

兵庫県立健康生活科学研究所 生活科学総合センター

研修広報部 逸見、濁池

TEL 078-302-4000

FAX 078-302-4002